

次ページを参考の上、道路部分の地積がわかる図面を添付してください

記載例

受付印

公共の用に供する道路に関する非課税申告書

令和 年 月 日

神戸市市税事務所長 宛

内容についてお尋ね  
することがあります  
ので、日中、連絡がつ  
く電話番号を必ず記  
入してください

住所（所在地） 神戸市長田区二葉町5丁目1-32

所有者 氏名（名称） 神戸 太郎

電話番号 （ ） -

メールアドレス

地方税法第348条第2項 税の適用のため、下記の資産につき、別紙書類を添付して申告します。

なければ空欄でかまいません

今後、申告した資産を他の用途に転用、または通行の用に供せない状態等にした場合には、別途申し出します。無断で転用、または通行の用に供せない状態にした場合等には非課税適用を取り消され、かつ、変更時期が過年度であるときは、固定資産税・都市計画税を変更時期に遡って課税されることを承諾します。

| 土地 | 所 在       | 地 番 | 登記地目 | 登記地積  |                | 道路地積  |                |
|----|-----------|-----|------|-------|----------------|-------|----------------|
|    | 長田区二葉町5丁目 | 1-1 | 宅地   | 84.00 | m <sup>2</sup> | 14.00 | m <sup>2</sup> |
|    |           |     |      |       | m <sup>2</sup> |       |                |
|    |           |     |      |       |                |       |                |

図面に記載された道路部分の地積（非課税予定地積）を記入

【道路の利用状況】

（備考）・「道路地積」欄は、公共の用に供している道路部分の地積を記入してください。

※ 以下の欄は、固定資産税課記入欄のため、記入しないでください。

| 調査記事 | 調査年月日 |    |    |
|------|-------|----|----|
|      |       |    |    |
|      | 調査員   |    |    |
|      |       |    |    |
| 確認日  |       | 課長 | 係長 |
|      |       |    |    |

# 添付書類（ご説明）

公共の用に供する道路に関する非課税申告の添付書類は、原則として「地積測量図」または「家屋配置図」とします※。

ここでいう「地積測量図」とは、土地家屋調査士等が作成したもの、または、隣接地の所有者の筆界同意を得たその筆界に即した図面であり、現況地積および道路位置を正確に確認できるものを指します。

なお、非課税認定に当たっては、道路部分の地積のみでなく、敷地をも含めた土地全体の地積が明記されていることが必要です。

※一筆の土地全体の地積および道路部分の地積が明確に把握できない道路でも、減価補正ができる場合があります。登記地積と実測地積に著しい差がある場合には非課税地積認定に変えて減価補正を適用する場合があります。

※その他確認書類・・・上記の書類がない場合は、次の書類の写しでもって代用できる場合がありますので、ご提出ください。

|                |                                                              |
|----------------|--------------------------------------------------------------|
| 境界同意書及び土地境界確定図 | 民有地と民有地との境界を立会確認したもので、実印での押印があるもの。                           |
| 公共用地境界確認書      | 民有地と官有地との立会で境界を確認したもの（道路境界）。                                 |
| 建築計画概要書        | 建築確認申請時に提出されたもの。大規模建築物等の場合、建築基準法の敷地面積に当該道路部分が含まれていないかを確認します。 |

## ご提出いただく図面の一例（道路部分及び一筆全体の地積が明記されたもの）

